

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により公告し、縦覧に供します。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、市に意見書を提出することができます。

2022年（令和4年）8月19日

福山市長 枝 広 直 幹

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ヤマダ電機テックランド福山店

所在地 福山市明神町二丁目98番 外

2 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）

No.	位 置	収容台数
1	建物1階駐車場①A（別添図面3に記載のとおり）	236台
2	西側屋外駐車場①B（別添図面3に記載のとおり）	62台
3	北側屋外駐車場①C（別添図面3に記載のとおり）	126台
	合 計	424台

※北西側屋外駐車場①D 88台は従業員用

（変更後）

No.	位 置	収容台数
1	建物1階駐車場①A（別添図面4に記載のとおり）	172台
2	西側屋外駐車場①B（別添図面4に記載のとおり）	5台
3	北側屋外駐車場①C（別添図面4に記載のとおり）	111台
	合 計	288台

※駐車場①B整備台数62台の内5台を来客用の届出台数とするは従業員用とする。

※駐車場①C整備台数137台の内111台を来客用の届出台数とするは従業員用とする。

3 変更年月日

2023年4月6日

4 変更する理由

店舗増設工事期間に駐車場の一部の利用を制限するため

5 届出年月日

2022年（令和4年）8月5日

6 縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

福山市経済環境局経済部産業振興課及び福山市総務局総務部情報管理課（市政情報室）

(2) 縦覧期間

2022年（令和4年）8月19日から2022年（令和4年）12月19日まで

7 意見書の提出

(1) 提出期限

2022年（令和4年）12月19日

(2) 提出先

福山市経済環境局経済部産業振興課